

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 同意第3号 教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北方町一般会計補正予算（第3号）） (町長提出)
- 第10 議案第36号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第11 議案第37号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第38号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第13 議案第39号 北方町企業立地促進条例を廃止する条例制定について (町長提出)
- 第14 議案第40号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて (町長提出)
- 第15 議案第41号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第16 議案第42号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第17 議案第43号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第18 議案第44号 負担付き寄附の受納について (町長提出)
- 第19 認定第1号 令和5年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第20 認定第2号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第21 認定第3号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第22 認定第4号 令和5年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (町長提出)
- 第23 認定第5号 令和5年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

出席議員 (9名)

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	白井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育総務課長	郷展子	学校教育課長	山路康代
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	平工峻也
議会書記	石崎啓明		

○議長（井野勝巳君） ただいまから令和6年第4回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定において、議長において、3番 河村正通君及び4番 石井伸弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（小島伸也君） 6月定例会以降の報告をさせていただきます。

6月19日、7月17日及び8月21日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、各基金並びに歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

7月3日、住民保険課及び税務課の業務内容、人員配置、契約、徴収等について監査を行いました。対象事項について、関係書類の提出、現地視察及び担当者からの説明を求めて監査を行いました結果、おおむね適正であると認められました。意見としては、まず住民保険課について、戸籍事務は専門的な知識と経験が求められ、職員の育成が課題であることから、職員の研修の機会を確保し、より効率的な業務運営に努めてもらいたい旨の意見がありました。次に、税務課について、固定資産税の償却資産について、他市町の調査等を参考にできるだけ適正かつ公正な課税を目指してもらいたい旨の意見がありました。

次に、令和5年度各会計の決算審査について、6月26日に上水道事業会計を、27日に下水道事業会計を、7月24日に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、8月1日、2日、5日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

8月27日に臨時総会及び第2回評議員会がグランヴェール岐山で開催されました。

臨時総会では、小寺会長の急逝に伴い欠員が生じたため、役員及び関係団体役員の選出が行われ、上野賢二安八郡輪之内町議長が選任されました。

評議員会では、令和5年度岐阜県町村議会議長会歳入歳出決算の認定について審議されました。歳入合計1,218万6,343円、歳出合計981万3,238円、歳入歳出差引き残高237万3,105円を令和6年度に繰り越す内容の決算を認定しました。その他の議題として、第75回岐阜県町村議会議長会定期総会の運営について及び令和7年度国・県予算及び施策に関する要望事項、決議についてなどが協議され、全10項目を提案することと決定いたしました。

続いて、7月4日に令和6年度東海環状自動車道西回りルート建設促進大会が岐阜県庁ミナモホールにて行われました。その中で、大会決議として、早期全線開通に向けて必要な財源や事業費を確保し、強力に事業を推進することなど全部で7項目が決議されました。

続いて、7月11日に主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会令和6年度定期総会がホテルグランヴェール岐山にて行われました。提出された第1号議案から第5号議案まで全てにおいて承認され、その主な内容として、第2号議案では令和5年度収入支出決算について、収入済額113万7,796円、支出済額39万726円、差引き74万7,070円を令和6年度に繰り越すこととされ、第4号議案では、令和6年度予算について、収入支出それぞれ74万8,000円で前年度比39万円の減となりました。

次に、7月22日、令和6年度国道157号整備促進期成同盟会定例総会が福井県大野市多田記念大野有終会館で開催されました。

第2号議案では、令和5年度決算について協議され、収入総額72万7,775円、支出済額2万2,723円、差引き70万5,052円を令和6年度に繰り越すこととし、また、第4号議案では、令和6年度予算について、収入支出75万5,000円で前年度比較2万7,000円の増となっています。北方町の負担金は6,000円で全ての議案が原案のとおり承認されました。

次に、8月1日に東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会令和6年度総会がグランドホテルにて行われました。提出された第1号議案から第5号議案まで全てにおいて承認され、その主な内容として、第2号議案では令和5年度収入支出決算について、収入済額196万2,518円、支出済額70万4,782円、差引き125万7,736円を令和6年度に繰り越すこととされ、第4号議案では令和6年度予算について、収入支出それぞれ204万2,000円で前年度比7万9,000円の増となりました。

次に、配付物の関係であります。

母（オウカイゲン）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情の写しを配付しました。

報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思えます。

以上、御報告いたします。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

命によりまして、行政報告並びに開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思えます。

まずもって、本日は令和6年第4回北方町議会を招集させていただきましたところ、議員皆さんには、何かと御多忙の中、全員の御出席をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、今年も梅雨明け以降、災害級の暑さが1月以上続いておりましたが、最近はゲリラ豪雨が異常に頻発しておりその雨量は尋常でないものとなってきております。台風は進路など、ある程度の予測はできますが、突発的かつ散発的に発生するゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨は事前に予測ができないため対応も困難でありますから、人命を含めて深刻な被害を引き起こしているのは、やはり警戒をしなければならないところであります。

また、今回発生した台風10号は異例に遅く、迷走を続けた挙げ句、記録的な大雨となり、西濃地域や全国各地で土砂崩れ、冠水、突風による家屋の損壊など甚大な被害をもたらしました。幸い、当町はさしたる被害もなく静かに過ぎ去ってくれましたが、まだまだ台風が発生しやすい時期が続きます。警戒心を失うことなく、しっかりと対応してまいりたいと思っているところであります。

また、8月8日、宮崎県の日向灘を震源とした最大震度6弱の地震が発生をいたしました。このことで、気象庁は南海トラフ地震の可能性が高まったとして巨大地震注意を発表しましたが、懸念される事象が確認されなかったため、1週間後の15日には注意が終了したことは皆さん御承知のことです。

当町におきましても、これを受け、早々に地震対策会議を招集し、正しく恐れるということで、正確な情報を把握することで、住民の不安を過度にあおることなく、対応や備え、啓発の在り方など再確認をしたところであります。

いずれにしても、内陸地震の活動期と静穏期の周期などから、地震の発生確率を30年以内に七、八十%としております。その発生確率は年々高まってきており、2035年前後に起きるという有力な説もあるわけでありまして。このように大地震がいつ来てもおかしくないわけでありまして、我々は常に災害の危険にさらされているという危機意識を忘れず、災害に備えていかなければならないわけでありまして。災害から身を守るために、また家族の安全と財産を守るためにも、日頃から防災への関心を高めることで、自分の命は自分で守るを基本に、避難に対する判断や行動な

ど防災活動、啓発活動を続けていきたいと考えているところであります。

そのようなことから、今年の町民ふれあい運動会は、習慣的な防災意識の高揚と地域の絆を深めて健康増進を図る防災について考える運動会として行う予定をしているところであります。

また、清流フェスにおきましても、台風10号の接近から天気予報は雨続き、当日も大気的不安定からゲリラ豪雨の発生が予測されておりました。しかし、願いが通じたのか、奇跡的にフェス日和となり、会場は大変なにぎわいを見せてくれました。おかげさまで今年も、北方の魅力を大きく発信する機会ができたことを大変うれしく思っているところであります。これもひとえに協賛していただいた多くの企業をはじめ、手伝っていただいた地域の皆さん、岐阜高専、岐阜農林の高校生の皆さん、また出店者や担当してくれた職員の力強い御協力があってこそと、心から深く感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。来年もKITAGATAフェスを通じてさらに進化した北方町、小さな町であります、町の魅力を大きく発信していきたいと思っております。

それでは、以下4件の行政報告をさせていただきたいと思っております。

初めに、令和6年度第2回岐阜県市町村職員退職手当組合議会定例会が過ぐる7月25日、OKBふれあい会館4階会議室にて開催されましたので、その内容について報告をいたします。

最初に議長選挙が行われ、仮議長の指名推選によって各務原市議会議長の川嶋一生氏が選任をされました。

続いての議案は、認定第1号 令和5年度岐阜県市町村職員退職手当組合歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は59億4,946万3,000円、歳出総額は42億4,004万2,000円であります。歳入の主なものは、市町村負担金56億5,615万1,000円、財産運用収入2億3,005万円であります。主な歳出は、給付費が31億6,810万円、基金費が10億3,005万円などであります。その結果、歳入歳出差引き額は17億942万1,000円となっており、実質収支額も同額ということで、全額を翌年度に繰り越すというものであります。

次に、組合長の選挙が議題となり、指名推選により美濃市長の武藤鉄弘氏が選任されました。

次に、同意第2号 監査委員の選任同意が議題となり、監査委員の税理士、寸田一雄氏が再任をされました。

いずれも全会一致で承認をされたところであります。

2番目ではありますが、岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会が過ぐる8月19日、岐阜市柳津公民館にて開催をされましたので、御報告をいたします。

最初に議長選挙が行われ、指名推選により岐阜市議会議長の黒田育宏氏が選出され、その後、議案審議に入り、4議案が提案をされました。

1番目に報告第1号ではありますが、専決処分の報告であります。

その内容は、監査委員の選任で、4月12日付で小島英雄前岐南町長の退任により、朝倉和仁輪之内町長が選任をされました。

議案第8号は、令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

療養給付費市町村負担金等の精算により生じた償還金52億4,069万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,104億3,739万円とするものであります。財源内訳は、市町村負担金過年度分精算金が8,304万円及び繰越金が51億5,765万円となっています。

次に、議案第9号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い引用規定を改めるための項ずれを改正するものであります。

次の議案第10号は、令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定であります。

一般会計の収支につきましては、歳入総額2億6,400万2,000円に対しまして、歳出総額が2億2,689万8,000円となっており、差引き額は3,710万4,000円となっております。実質収支額も同額となっており、全額を翌年度に繰り越すものとなっております。

特別会計決算につきましては、収入総額2,951億9,355万2,000円に対して、歳出総額は2,823億9,765万3,000円となっております。その差引き額は127億9,589万8,000円となっており、実質収支額も同額で全額を翌年度に繰り越すというものであります。

以上、全議案につきまして承認がされました。

3件目であります。

本町の財政状況についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、令和5年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に配付をしてあります、監査委員による財政健全化審査意見書に記載のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であるため算定がされておられません。

次に、実質公債比率は11.1%で前年度より0.5ポイント改善をしております。

また、将来負担比率については、赤字額がないため算定されておられません。したがって、令和5年度決算の健全化判断比率の審査結果は、令和4年度決算と同様に4指標全てが法令の早期健全化基準と比較すると該当がしないか、大きく下回っていることから、いずれも健全な水準となっております。

しかしながら、財政構造が硬直化傾向にありますから、一層の財政基盤の強化と行政改革を推進し、持続可能な財政運営に努めていかなければならないと考えているところであります。

続いて、同法第22条第1項の規定によりまして、公営企業の健全化を見る資金不足比率についての報告をさせていただきます。

上水道企業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は、いずれも資金不足が発生しておりませんので、算定がされておられません。したがって、両特別会計は経営健全化の基準値内であり、健全であることをここに御報告を申し上げます。

次に4件目であります。

これは報告第4号 令和5年度一般会計継続費精算報告書の提出についてであります。

本継続費につきましては、お手元に配付させていただきました、令和5年度北方町一般会計継続費精算報告書のとおりであります。内容につきましては、教育費の既設空調設備移設事業であります。令和4年度から令和5年度まで2か年にわたり実施したもので、総額は1,000万円あります。内訳は、令和4年度の年割額は、一般財源400万円、令和5年度600万円、支出済額は976万8,000円で23万2,000円の残額となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 同意第3号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第3号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

本議案につきましては、本年10月23日に任期満了となる安田和夫氏を引き続き教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

安田さんの住所、年齢等の経歴につきましては、お手元に配付をさせていただいた資料を御覧いただきたいと思います。

経歴にございますように、平成28年10月より当町の教育委員に就任していただいたところでございます。安田さんは、岐阜県の特別支援教育については第一人者で見識が深い専門家でありますから、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる学校づくりにつながります。また、誠実で熱意のある人柄からして、多くの方からの信望もあり、まさに適任であります。安田和夫氏の任命につきまして、御同意をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

なお、任期は令和6年10月24日から令和10年10月23日までの4年間としております。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第3号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号は同意することに決定をいたしました。

日程第6 諮問第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の武藤隆広さんが令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦をしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

武藤さんの住所、年齢等の経歴につきましては、お手元に配付させていただいた資料を御覧いただきたいと思います。

その経歴にありますように、武藤さんは警察官として長く奉職された後、平成27年7月より当町の人権擁護委員に就任していただいております。申し上げるまでもなく、人権擁護について理解のある方であり、また人格、識見高く、広く社会の事情にも精通されておられます。武藤さんを引き続き人権擁護委員として推薦したいので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日となっております。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第1号を採決いたします。

本件について議会の意見は適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号について議会の意見は適任とすることに決定をいたしました。

日程第7 諮問第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員の安田やす子さんが令和6年12月31日をもって任期満了になりますので、引き続き推薦したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

安田さんの住所、年齢等の経歴につきましては、お手元に配付させていただいた資料のとおりでございます。

経歴が示すとおり、安田さんは長年子供たちと接してこられたことで地域の実情にも精通し、その経験は人権擁護委員としてふさわしく、広く社会の事情にも精通されておられます。安田さんを引き続き人権擁護委員として推薦したいので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日となっております。よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第2号を採決をいたします。

本件については議会の意見は適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号について議会の意見は適任とすることに決定をいたしました。

日程第8 諮問第3号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員として活躍されておられます八代勝秋氏が令和6年12月31日をもって任期満了となり退任されることとなりましたので、八代勝秋氏の後任として、新たに豊田由美子氏を推薦するものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

今回提案をいたしました豊田由美子さんの住所、年齢等の経歴につきましては、お手元に配付させていただいた資料のとおりでございます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る

ため献身的な活動をされております。その点において、豊田由美子さんは経歴が示すとおり、地域の実情に精通するとともに、明朗、誠実な人柄で、地域の方々からも信頼も厚く、また人権擁護に関する識見も高いので、豊田さんを人権擁護委員として推薦したいと思います。御審議のほどよろしく願いをいたします。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第3号を採決いたします。

本件について議会の意見は適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号について議会の意見は適任とすることに決定をいたしました。

日程第9 承認第6号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北方町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、令和6年度北方町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億2,732万4,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

その理由であります。児童手当法改正に伴う制度改正のために新たに発生する事務等に対する経費で、歳出は民生費、児童福祉費の115万円であります。

歳入につきましては、全額国庫補助金、児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金であります。

議会の議決すべき事件につきまして、令和6年度予算で特に緊急を要したため、議会を招集するいとまがなかったことが明らかと認められますので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました。よって、ここに御報告をし、承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定をいたしました。

日程第10 議案第36号から日程第23 認定第5号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第10、議案第36号から日程第23、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第36号から認定第5号まで順次、提案説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議案第36号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い所要の規定の整備を行う必要があるため、本条例を制定しようとするもので、引用する条文の項番号が変更となったため、当該箇所を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第37号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の保育士及び保育従事者の配置基準を変更するため、本条例を制定しようとするもので、主な改正点は、家庭的保育事業における満3歳児以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準に合わせ見直し、満3歳以上4歳未満の児童をおおむね15人に1人以上、満4歳以上の児童をおおむね25人につき1人以上とするものであります。

また、当面の間、経過措置を設け、従前の基準を適用するものとしながら、新基準の配置基準を満たすことを努力義務とするものであります。

続きまして、議案第38号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、本条例を制定しようとするもので、主な改正点は第6条関係であります。令和6年度の診療報酬の改定に伴い、診療報酬の算定方法、別表の歯科訪問診療料が改正されたため、それに基づく北方町国民健康保険条例の当該箇所を改正するものであります。第16条の関係では、国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還に応じない者に対する

10万円以下の過料の規定が削られたため、当該箇所を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第39号 北方町企業立地促進条例を廃止する条例制定についてであります。

本条例を令和7年1月1日をもって廃止しようとする案件であります。ただし、廃止前の北方町企業立地促進条例の規定に基づいて行われた事案につきましては、この条例が廃止された後もその効力は有することとしております。

続きまして、議案第40号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,326万円を増額して、歳入歳出予算の総額を83億58万4,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により、本県消防署北方分署整備事業費2億9,940万円の債務負担行為の補正につきましては第2表に、地方債の変更につきましては補正予算書の第3表地方債補正にそれぞれ記入させていただいたとおりであります。

補正の内容につきましては、歳入の主なものは国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,527万円、学習者用端末整備費補助金2,779万4,000円などで1億1,546万2,000円の増額。前年度繰越金では5,675万2,000円を増額して2億2,898万2,000円といたしました。ほかに、防災施設整備事業費2億円を消防費として増額し、計上をさせていただきました。

次に、主な歳出であります。総務費では物価高騰重点支援給付金事業費などで8,906万7,000円の増額、民生費では社会福祉費、児童福祉費等事業費の過年度分返還金などで4,544万4,000円の増額。衛生費では会計年度任用職員の報酬177万8,000円、こども家庭センター施設の備品代200万1,000円などで476万円の増額。続いて土木費では、耐震補強工事補助金追加分として101万9,000円などで227万5,000円の増額。消防費では消防施設の建設費用2億円の増額。教育費ではタブレット端末購入費用2,669万9,000円などで3,171万4,000円の増額を計上するものでございます。

続きまして、議案第41号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,374万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,218万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金1,374万1,000円を増額して8,560万8,000円とするもので、歳出につきましては、過年度保険給付費等交付金償還金1,373万4,000円、退職被保険者等納付金精算金7,000円であります。

続きまして、議案第42号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,451万円とするものであります。

この補正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から保健事業費負担金の令和5年度分の精算金として一旦受け入れた償還金を北方町の一般会計に償還するものであります。

続きまして、議案第43号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

令和6年度北方町下水道事業会計予算第2条において定めた収益的支出の予定額6億709万1,000円に、ふれあい水センター、ナンバー4汚水ポンプの修繕費用968万円、汚水ポンプ保全のために沈砂池の汚泥を撤去する委託料として297万円、合わせて1,265万円の増額を計上し、収益的支出の予定額を6億1,974万1,000円に改めるものであります。また、営業費用予定額5億5,534万3,000円に同額1,265万円を増額して5億6,799万3,000円に改めるものであります。

また、第3条予算において、当年度利益剰余金処分量1億2,793万6,000円を1億1,643万6,000円に、減債積立金3,660万円を4,810万円に改め、第4条予算におきましては、当年度利益剰余金1億2,793万6,000円を1億1,643万6,000円に、減債積立金1億1,643万6,000円に改めるものであります。

続きまして、議案第44号 負担付き寄附の受納についてであります。

北方遺族会より負担付き寄附の要請があり、その受納に当たって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

寄附の内容は、円鏡寺地内にある忠魂堂とその附属施設及び現金148万7,206円で、寄附の条件としては、寄附された構築物の適正管理の下、遺族の自由な参拝の用に供すること。寄附された現金を構築物の維持管理費用に充てること。引渡しを受けてから20年を経過するまで構築物を処分してはならないこととなっております。

なお、会長逝去のため、契約の相手方は副会長の大熊吉郎氏となりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

続きまして、認定第1号 令和5年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度北方町一般会計歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額77億5,685万8,000円に対しまして、歳出総額は72億2,903万3,000円で、その差引き額は5億2,782万5,000円となりました。なお、実質収支額は、歳入歳出差引き額から翌年度に繰り越すべき財源4,125万円を控除した額4億8,657万5,000円となります。

次に、財政分析の主な3指標についてであります。経常収支比率については88.2%となっており、前年度より2.4ポイント高くなっております。次に、公債負担比率は12.1%と、前年度より1.7ポイント高くなっております。また、財政力指数につきましては0.600となり、前年度より0.005ポイント低くなっております。

続きまして、認定第2号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額は前年度に比べて1,460万円（0.7%）減の21億1,734万6,000円となりました。対しまして、歳出総額は

前年度に比べ3,767万6,000円増の18億7,566万6,000円（2.1％）の増となっております。この結果、歳入歳出差引額額は2億4,167万9,000円となっております。なお、全額が実質収支額となっておりますので、翌年度に繰越しをいたします。

続きまして、認定第3号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額2億7,403万2,000円に對しまして、歳出総額は2億6,710万7,000円となっております。

歳入歳出の差引額額は692万5,000円となっており、実質収支額も同額であります。したがって、その全額を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、認定第4号 令和5年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

令和5年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の水道事業収益決算額は1億7,545万円となり、前年度より365万円（2.0％）の減少となりました。對しまして、支出の水道事業費用決算額は1億4,565万円で、前年度に比べて232万円（1.6％）の減少となっております。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入決算額が1,218万円に對して、資本的支出の総額は8,519万円であります。その不足額7,301万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税、地方消費税、資本的収支調整額及び建設改良積立金により全額補てんがされております。

次に、損益計算書につきましては、本年度における収益は1億7,545万円で、前年度より356万円（2.9％）の増となりました。これに對する費用は1億4,565万円で232万円（1.6％）の減であります。その結果、当期純利益は前年度比124万円（4％）減の2,980万円となりました。

したがって、前年度の繰越利益剰余金5億6,061万円に對して未処分利益は7,341万円ありますから、本年度の未処分利益剰余金は6億3,402万円となっております。

なお、剰余金処分案は、決算書の4ページに表記のとおりで、減債積立金200万円と建設改良積立金2,000万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は6億1,202万円となっております。併せて御承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、認定第5号 令和5年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

下水道事業は、経営成績や財政状況など経営状況を的確に把握し、健全かつ安定的な事業運営を図っていくため、令和5年度より公営企業会計へ移行をいたしました。

北方町下水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収益的収入及び支出の項目中、収入の下水道事業収益決算額は7億2,961万円となりました。對しまして、支出の水道事業費用決算額は5億6,076万円となっております。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入決算額が9,375万円に對しまして、資

本的支出の総額は3億7,718万円であります。その不足額2億8,343万円につきましては、公営企業会計への移行に伴う引継金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分量より全額補てんがされております。

次に、損益計算書につきましては、本年度における収益は7億2,960万円となりました。これに対する費用は5億6,076万円であります。その結果、当期純利益は前年度比1億6,884万円となりました。

したがって、公営企業会計、開始年度の未処分利益剰余金は1億6,884万円となっております。

なお、剰余金処分案は、決算書の5ページに表記のとおりで、減債積立金の積立ての予定処分9,168万円と減債積立金の積立金6,000万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は1,716万円となっておりますので、併せて御承認いただきますようお願いをいたします。

以上、条例が4件、補正予算4件、その他が1件、令和5年度各会計の決算認定が5件の合計で13件について提案をさせていただきます。慎重審議の上、適切な御判断をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日9月3日から5日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月3日から5日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定いたしました。

第2日は、6日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

散会 午前10時23分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年9月2日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 河 村 正 通

署 名 議 員 石 井 伸 弘

